

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の一部改正について

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の一部を改正する規程
 京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程（平成16年達示第6号）の一部を次のように改正する。
 （内容については、新旧対照表のとおり。）

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

改 正 理 由

エネルギー科学研究科エネルギー応用科学専攻の改組に伴い、同専攻に置く講座に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

京 都 大 学 の 講 座 、 学 科 目 、 研 究 部 門 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (エネルギー科学研究科) 第12条 エネルギー科学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 エネルギー社会・環境科学専攻 社会エネルギー科学講座、エネルギー社会環境学講座 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー反応学講座、エネルギー物理学講座 エネルギー変換科学専攻 エネルギー変換システム学講座、エネルギー機能設計学講座 エネルギー応用科学専攻 <u>応用熱科学講座、エネルギー応用プロセス学講座、資源エネルギー学講座</u> (後 略)</p>	<p>(エネルギー科学研究科) 第12条 } (同 左) エネルギー応用科学専攻 <u>エネルギー材料学講座、資源エネルギー学講座</u> 附 則 この規程は、平成22年7月1日から施行する。</p>